部会構成員による現地視察の概要

- 1 日 時 平成 27 年 10 月 20 日 (火)、21 日 (水)
- 2 視察先 ①ハローワーク浦和就業支援サテライト (ハローワーク特区) ②ハローワーク浦和 (10月 20日 (火)のみ)
- 3 出席者 小早川部会長、玄田構成員、村尾構成員(10月20日(火)) 谷口構成員(10月21日(水))
- 4 対応者 埼玉県(以下「県」)、埼玉労働局(以下「労」)
- 5 質疑の概要
 - 国と県の連携によるメリットは何か。
 - → 県:職業紹介のノウハウを吸収できること。
 - 一体的実施のメリットは何か。
 - → 労:生活保護窓口に近接という利便性、連携による就職率の向上。 県:ハローワークと比べた敷居の低さ。
 - 特区や一体的実施を充実させる観点での要望は何か。
 - → 県:特区の協定に基づく指示権の調整力は有効なので、全国的に 拡大すべき。また、一体的実施施設で雇用保険の認定や職業訓 練の受講指示といった業務まで拡大していただきたい。
 - ・ 現在、ハローワーク特区で国が実施している職業紹介を県に移管することによるメリット、デメリットは何か。
 - → 労:デメリットは、職業紹介の広域性、専門性の確保の困難さ。 県:メリットは、職業相談と職業紹介のワンストップ化。
 - ハローワークを地方移管した際の専門性を確保する手段は何か。
 - → 県:国のノウハウを継承するため、県職員の専門性向上、国職員 の転籍等で対応する必要がある。
 - 県域を超えた求人・求職のマッチングは、情報が共有されていれば、 都道府県同士でも行えるのではないか。
 - → 労:現在は、同じ機関同士という一体性により、効率的に情報共 有できている。



ハローワーク特区

- 厚生労働大臣と県知事がハローワーク特区協定を締結する。
- 厚生労働省令(雇用対策法施行規則)で、このような協定を締結できる旨などを規定する。

埼玉県知事

協定(ハローワーク特区協定)

厚生労働大臣

(協定の主な内容)

- 埼玉県知事は埼玉労働局長に対し、ハローワーク浦和の業務に関し必要な指示をすることができる。 (埼玉労働局長が指示に従わない場合には、厚生労働大臣から命ずるよう要請することができる。)
- 埼玉県と埼玉労働局の職員の人事交流を必要な範囲で行う。

埼玉県知事



指揮監督

雇用労働対策 職業能力開発 障害者就職支援 生活保護 など

協定に基づく指示

連携・協力

(業務を円滑に遂行するための事務レベルの会議を設置)

埼玉労働局長



指揮監督

ハローワーク浦和

職業紹介 職業訓練受講指示 雇用保険 事業主指導 など



ハローワーク浦和・就業支援サテライト

1 沿 革

平成24年10月29日(月)業務開始

「ハローワークコーナー」「マザーズコーナー」「中高年コーナー」「生活・住宅総合相談コーナー」「福祉人材就職コーナー」

平成25年 5月27日(月)拡張オープン ~ ヤングキャリアセンター埼玉(ジョブカフェ)等の移転 ~ 「わかもの支援窓口」「新卒コーナー」「若者コーナー」「女性コーナー」

- 〇 平成26年5月26日(月) 「求人情報ライブラリー」開設
- 〇 平成26年7月 7日(月)「県開拓企業紹介シート」掲出開始

2 施設概要

【住所】さいたま市南区沼影1-10-1 ラムザタワー3階 (JR埼京線・武蔵野線「武蔵浦和駅」徒歩3分)

【面積】1,046㎡ (県関連 579㎡) (国関連 144㎡) (セミナー室 323㎡/2室)

【相談ブース】 32ブース (県 18ブース) (国 13ブース) (さいたま市 1ブース)



-2-



開所式 平成24年10月27日(土)



開所式終了後の内覧会

